

公定価格の骨格について

平成27年2月

目 次

・ 幼稚園（教育標準時間認定（1号））	1
・ 保育所（保育認定（2号・3号））	7
・ 認定こども園（教育標準時間認定（1号））	13
・ 認定こども園（保育認定（2号・3号））	19
・ 家庭的保育事業（保育認定（3号））	25
・ 小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））	30
・ 小規模保育事業C型（保育認定（3号））	36
・ 事業所内保育事業（保育認定（3号））	41
・ 居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））	47
・ 地域区分等	51

幼稚園
(教育標準時間認定(1号))

【幼稚園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）									
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 (※) ⑤ (注1)	処遇改善等加算 ⑥ (注1)	副園長・ 教頭配置 加算 ⑦	3歳児配 置改善加 算 ⑧	処遇改善等 加算 ⑧	満3歳児対応 加算(3歳児配 置改善加算無 し) ⑨	処遇改善等 加算 ⑨	満3歳児対応 加算(3歳児配 置改善加算有 り) ⑨'	処遇改善等 加算 ⑨'		
○/100 地域	○人から ○人まで	1号	4歳以上児	○円 (○円)	+	○円(○円) × 加算率	○円	(注1)○円	○円 × 加算率	+	○円	○円 × 加算率		
			3歳児	○円	+	○円 × 加算率							+	○円 × 加算率
	○人から ○人まで		4歳以上児	○円 (○円)	+	○円(○円) × 加算率	○円	(注1)○円	○円 × 加算率	+	○円	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率
			3歳児	○円	+	○円 × 加算率								

加算部分1（続き）						調整部分									
チーム 保育加算 (注2) ⑩	処遇改善等 加算	通園送迎 加算 ⑪	処遇改善等 加算	給食実施加算 ⑫	処遇改善等 加算	外部監査費加算 ⑬	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑭	定員を恒常的に超 過する場合 ⑮							
○円 × 加配人数	+	○円 × 加算率 × 加配人数	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 適当 たり 実施日数	+	○円 × 適当 たり 実施日数 × 加算率	+	○円 ※3月分の単価に 加算	-	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	(5~14) × ○/100
+	+	○円 × 加算率 × 加配人数	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 適当 たり 実施日数	+	○円 × 適当 たり 実施日数 × 加算率	+	○円 ※3月分の単価に 加算	-	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	(5~14) × ○/100



加算部分2	主幹教諭等専任加算 ⑯	基本額 (○円 +)	処遇改善等加算 ○円 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算	
	子育て支援活動費加算 ⑰	基本額 (○円 +)	処遇改善等加算 ○円 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算	
	療育支援加算 ⑱	A	基本額 (○円 +)	処遇改善等加算 ○円 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B	基本額 (○円 +)	処遇改善等加算 ○円 × 加算率)	
	冷暖房費加算 ⑲	1級地 ○円	4級地 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域	
	施設関係者評価加算 ⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	除雪費加算 ㉑	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算 ㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	施設機能強化推進費加算 ㉓	○円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	小学校接続加算 ㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算 ㉕	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		
第三者評価受審加算 ㉖	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額 (利用定員 ~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は4人、301~450人は5人、451人~は6人を上限として加算)

(※) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)を含む。

(各項目の説明：幼稚園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ……施設の利用定員に応じて17区分設定

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分 ……認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）

④年齢区分 ……子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）

⑤**基本分単価**^(注) ……①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP6参照）

※ 質の改善事項における**事務負担への対応（非常勤2日分）を含む**

⑥**処遇改善等加算**^(注) ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦**副園長・教頭配置加算**^(*1) ……副園長・教頭を配置する場合に必要な人件費（教諭との差額）を加算

⑧**3歳児配置改善加算**^{(注)(*1)} ……3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑨・⑨' **満3歳児対応加配加算**^(*1) ……満3歳児を担当する教諭等を配置する（6：1）場合に必要な人件費等を加算

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより幼稚園に入園する幼児をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑧「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑨ではなく⑨'を適用する。

⑩**チーム保育加配加算**^(*1) ……チーム保育を担当する教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算

※ チーム保育を行う教諭等が1人の場合の加算額（利用定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3.5人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限として加算）

⑪**通園送迎加算**^(*1) ……通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑫給食実施加算^(※1) ・ ・ ・ 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑬外部監査費加算 ・ ・ ・ 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑭年齢別配置基準を下回る場合 ・ ・ ・ 年齢別の教員配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑮定員を恒常的に超過する場合 ・ ・ ・ 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯主幹教諭等専任加算^(※1) ・ ・ ・ 事業の取組状況^(※2)に応じて主幹教諭等を保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替教員に係る人件費等を加算

⑰子育て支援活動費加算^(※1) ・ ・ ・ 事業の取組状況^(※2)に応じて専任化した主幹教諭等が保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に取り組む場合に、当該活動に要する経費を加算

⑱療育支援加算^(※1) ・ ・ ・ 障害児を受け入れている施設について、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹教諭を補助する者に要する経費を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑲冷暖房費加算 ・ ・ ・ 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑳施設関係者評価加算 ・ ・ ・ 施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

㉑除雪費加算 ・ ・ ・ 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

②降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

③施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

④小学校接続加算 . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算

⑤栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

⑥第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算 (加算率は全て同率)

(※2) 一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：幼稚園（教育標準時間認定（1号））

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、教職調整額 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ② 非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③ 年休代替要員費
	< 職員の数に比例して積算しているもの > 旅費、庁費、職員研修費、職員健康管理費、業務委託費 < 子どもの数に比例して積算しているもの > 保健衛生費、減価償却費 < 1施設当たりの費用として積算しているもの > 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	< 生活諸費 > 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

- ・ 園 長 1 人
- ・ 教 諭

(配置基準)

3 歳 児 20 : 1 * 質の改善事項における配置基準の改善 (1.5 : 1) については、実施している場合の加算として実施
 4 歳以上児 30 : 1

- ・ 教員のうち 1 人は主幹教諭として費用を算定
- ・ 全ての学級に専任の学級担任を配置するため、教諭（学級編制調整教諭）を 1 人加配（利用定員 36 人以上 300 人以下の施設）。
- ・ また、非常勤講師を 1 人加配（利用定員 35 人以下及び 121 人以上）

- ・ 事務職員 1 人 * このほか、非常勤事務職員を 1 人加配（利用定員 91 人以上）
 * 質の改善事項における事務負担への対応については、非常勤 2 日分を基本分として追加

保 育 所
(保育認定(2号・3号))

【保育所（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算 ⑨		
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)				
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率	+	(注) 〇円 (〇円 × 加算率)	
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率		〇円 × 加算率	〇円 × 加算率
			1、2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率		〇円 × 加算率	〇円 × 加算率
	〇人から 〇人まで	3号	乳児	〇円	〇円	+	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	+	(注) 〇円 (〇円 × 加算率)	
			4歳以上児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率		〇円 × 加算率	〇円 × 加算率
			3歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率		〇円 × 加算率	〇円 × 加算率
			1、2歳児	〇円 (〇円)	〇円 (〇円)	+	〇円(〇円) × 加算率	〇円(〇円) × 加算率		〇円 × 加算率	
			乳児	〇円	〇円	+	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率		〇円 × 加算率	

加算部分1（続き）				調整部分				
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑪ (注)	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 〇人～〇人 〇円 ⋮	休日保育の年間延べ利用子ども数 〇人～〇人 〇円 × 加算率 〇人～〇人 〇円 × 加算率 ⋮	各月初日の利用子ども数	〇円 (〇円) × 加算率 〇円 × 加算率 〇円 (〇円) × 加算率 〇円 × 加算率 ⋮	〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮ 〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮	〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮ 〇地域 〇円 〇地域 〇円 ⋮	(〇 + ⑦ + ⑧) × 〇 / 100	(⑥ + ⑦ + ⑨ + ⑩) × 〇 / 100 (⑥ + ⑦ + ⑨ + ⑩) × 〇 / 100	(⑥ ~ ⑯) × 〇 / 100 (⑥ ~ ⑯) × 〇 / 100

➡ (続き)

加算部分2	主任保育士専任加算 ⑰	基本額 (〇円 + 〇円 × 加算率) 処遇改善等加算 (〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	療育支援加算 ⑱	A 基本額 (〇円 + 〇円 × 加算率) 処遇改善等加算 (〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		B 基本額 (〇円 + 〇円 × 加算率) 処遇改善等加算 (〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
	事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 (〇円 + 〇円 × 加算率) 処遇改善等加算 (〇円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算 ⑳	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ㉑	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉒	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算 ㉓	400時間以上 800時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉔	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	小学校接続加算 ㉕	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉖	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	
第三者評価受審加算 ㉗	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(各項目の説明：保育所（保育認定（2号・3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定

20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
-----	--------	-----------	----------	-------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2歳児、乳児）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注)・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP12参照）

⑦**処遇改善等加算**^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧**所長設置加算**^(*1)・・・専従の所長を配置する場合に必要な人件費等を加算

⑨**3歳児配置改善加算**^{(注)(*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩**休日保育加算**^(*1)・・・休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑪**夜間保育加算**^{(注)(*1)}・・・夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑫減価償却費加算・・・施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A 地域		B 地域		C 地域		D 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬賃借料加算・・・賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭分園の場合・・・分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整
* 分園を設置する施設における⑥、⑦及び⑧の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
(その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定)

⑮常態的に土曜日に閉所する場合・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑯定員を恒常的に超過する場合・・・連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑰主任保育士専任加算^(※1)・・・事業の取組状況^(※2)に応じて主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動に専任させることができるよう、代替保育士に係る人件費及び子育て支援のための活動費を加算

⑱療育支援加算^(※1)・・・障害児を受け入れている施設について、主任保育士を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主任保育士を補助する者に要する経費を加算

※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑲事務職員雇上費加算^(※1) . . . 事業の取組状況^(※2)に応じて事務職員を配置するための経費を加算

⑳冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉑除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉒降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉓入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況^(※2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算

㉔施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉕小学校接続加算 . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費を3月分の単価に加算

㉖栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉗第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（※1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（※2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：保育所（保育認定（2号・3号））)

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・ 保 育 士

(配置基準)

乳 児 3 : 1

1、2歳児 6 : 1

3 歳 児 20 : 1

4 歳以上児 30 : 1

* 質の改善事項における配置基準の改善(1.5:1)については、実施している場合の加算として実施

・ 保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定

・ 上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・ また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**

・ 調 理 員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・ 事 務 職 員 1人（非常勤）

認定こども園
(教育標準時間認定(1号))

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）											
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本単価 (※1) ⑤	処遇改善等加算 ⑥		副園長・ 教頭配置 加算 ⑦		学級編制 調整加配 加算 ⑧		3歳児配置 改善加算 ⑨		満3歳児対応 加配加算(3歳児配 置改善加算無し) ⑩		満3歳児対応 加配加算(3歳児配 置改善加算有り) ⑩	
○/100 地域	○人 から ○人 まで	1号	4歳以上児	○円 (○円)	+	○円 (○円) × 加算率	+	○円	+	○円	+	○円 (○円) × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率
			3歳児	○円	+	○円 × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率
			4歳以上児	○円 (○円)	+	○円 (○円) × 加算率	+	○円	+	○円	+	○円 (○円) × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率
			3歳児	○円	+	○円 × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円	+	○円 × 加算率	+	○円 × 加算率

加算部分1（続き）					調整部分							
チーム 保育加配加 算(注3) ⑪	処遇改善等 加算 ⑪	通園送迎 加算 ⑫	処遇改善等 加算 ⑫	給食実施加算 ⑬	処遇改善等加算 ⑬	外部監査費加算 ⑭	主幹教諭等の専任化 により子育て支援の 取組みを実施してい ない場合 ⑮	年齢別配置基準を下回る 場合 ⑯	配置基準上求められる職 員資格を有しない場合 ⑰	施設長に係 る経過措置 が適用され る場合 ⑱	処遇改善 等加算 ⑱	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑲
+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	+	+	+
○円 × 加配 人数	○円 × 加算率 × 加配 人数	○円	○円 × 加算率	○円 × 過当たり 実施日数	○円 × 過当たり 実施日数 × 加算率	認定こども園全体 の利用定員 ○人~○人 ※3月分の単価に 加算	○円 + ○円 × 加算率	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	○円	○円 × 加算率	(⑤~⑱) × ○/100
+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	+	+	+
○円 × 加配 人数	○円 × 加算率 × 加配 人数	○円	○円 × 加算率	○円 × 過当たり 実施日数	○円 × 過当たり 実施日数 × 加算率		○円 + ○円 × 加算率	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	(○円 + ○円 × 加算率) × 人数	○円	○円 × 加算率	(⑤~⑱) × ○/100



(続き)

療育支援加算(※2)	20	A (基本額 処遇改善等加算 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B (基本額 処遇改善等加算 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		
事務職員雇上費加算	21	(基本額 処遇改善等加算 ○円 + ○円 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	22	1 級 地 ○円 4 級 地 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に 掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地 ○円		
	3 級 地 ○円		
施設関係者評価加算(※2)	23	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	24	○円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(※2)	25	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算(※2)	26	○円（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(※2)	27	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(※2)	28	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額(利用定員 ~45人は1人、46~150人は2人、151~240人は3人、241~270人は3.5人、271~300人は4人、301~450人は5人、451人~は6人を上限として加算)
 (※1) 質の改善事項における事務負担への対応(非常勤2日分)、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む。
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額(⑭外部監査費加算については、認定こども園全体(1号~3号)の利用定員の規模に応じた費用)は1号と2・3号で等分して計上

(各項目の説明：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・施設の利用定員に応じて17区分設定

15人まで	16～25人	…(10人単位)…	36～45人	46～60人	…(15人単位)…	136～150人	151～180人	…(30人単位)…	271～300人	301人以上
-------	--------	-----------	--------	--------	-----------	----------	----------	-----------	----------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（教育標準時間認定：1号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（4歳以上児、3歳児）

⑤**基本分単価**^(注)・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP18参照）

※ 質の改善事項における**事務負担への対応（非常勤2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費**を含む。

⑥**処遇改善等加算**^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦**副園長・教頭配置加算**^(*1)・・・副園長又は教頭を配置する場合に必要な人件費（保育教諭との差額）を加算

⑧**学級編制調整加配加算**^(*1)・・・全ての学級に専任の学級担任を配置するため、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じて保育教諭等を1人（常勤）加配するための費用を加算（利用定員36人以上300人以下の施設を対象）

⑨**3歳児配置改善加算**^{(注)(*1)}・・・3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑩・⑩' **満3歳児対応加配加算**^(*1)・・・満3歳児を担当する保育教諭等を配置する（6：1）場合に必要の人件費等を加算

※ 「満3歳児」は、当該年度中に満3歳に達することにより認定こども園に入園する幼児（1号子ども）をいう。

※ 当該加算単価は、満3歳児（1号子ども）にのみ反映（加算単価に満3歳園児数を乗じた額が施設当たりの加算額）

※ 上記⑨「3歳児配置改善加算」を適用する場合は、⑩でなく⑩'を適用する。

⑪**チーム保育加配加算**^(*1) . . . 認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員の規模等に応じてチーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算

※ チーム保育を行う保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員～45人は1人、46～150人は2人、151～240人は3人、241～270人は3.5人、271～300人は4人、301～450人は5人、451人～は6人を上限として加算）

⑫**通園送迎加算**^(*1) . . . 通園送迎を行う施設に、送迎バスの運転手の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模に応じた加算額を設定

⑬**給食実施加算**^(*1) . . . 給食を実施する施設に、調理員の人件費等（外部委託費を含む）を加算

※ 定員規模及び週当たりの給食実施日数に応じた加算額を設定

⑭**外部監査費加算** . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑮**主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合**

. . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑯**年齢別配置基準を下回る場合** . . . 年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑰**配置基準上求められる職員資格を有しない場合** . . . 公定価格（基本分）における配置基準上の職員（学級担任、保育従事者）について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑱**施設長に係る経過措置が適用される場合**^(*1)

. . . 新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等定額で調整

⑲**定員を恒常的に超過する場合** . . . 連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 入所子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑳**療育支援加算**^(*1) . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算

※ A特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、Bそれ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算

⑳事務職員雇上費加算^(※1) . . . 認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が91人以上の場合に事務職員（非常勤）を加配するための経費を加算

㉑冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉒施設関係者評価加算 . . . 施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉓除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉔降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉕施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉖小学校接続加算 . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

㉗第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（※1）それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（※2）一時預かり事業、満3歳児の受け入れ又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：認定こども園（教育標準時間認定（1号））)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、教職調整額 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（私立学校教職員共済等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当 ^(※) ②非常勤職員雇上費（講師、事務職員） ③年休代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務委託費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、減価償却費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費 ^(※) 、苦情解決対策費 ^(※) 、 子育て支援活動費^(※)
事業費	<生活諸費> 一般生活費（教材費、光熱水費）

(注) 職員数の考え方

・園長^(※) 1人

・保育教諭
(配置基準)

3歳児 20:1

*質の改善事項における配置基準の改善(15:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・また、非常勤講師を1人加配（利用定員35人以下及び121人以上）

・事務職員 1人^(※) *このほか、非常勤事務職員を1人加配（認定こども園全体（1号～3号）の利用定員91人以上）

*質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分**を基本分として追加^(※)

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

認定こども園
(保育認定(2号・3号))

【認定こども園（保育認定（2号・3号））】

赤字：質改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本部分		加算部分1（続く）		加算部分1（続く）		休日保育加算		各月初日の利用子ども数
				保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		3歳児配置改善加算		処遇改善等加算		
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	休日保育加算	処遇改善等加算	
〇/100 地域	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円	+ + + + + +
			3歳児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円	
	3号	1、2歳児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円		
		乳児	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円		
	〇人から 〇人まで	2号	4歳以上児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円	
			3歳児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円	
3号	1、2歳児	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円（〇円）	〇円	〇円			
	乳児	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円			

加算部分1（続き）				調整部分									
夜間保育加算 ⑩	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	施設長に係る経過措置が適用される場合 ⑳	処遇改善等加算	定員を恒常的に超過する場合 ㉑
〇円（〇円）	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	（⑥+⑦） × 〇/100	（⑥+⑦+⑧+⑩） × 〇/100	〇円 × 加算率	（〇円 + 〇円 × 加算率） × 人数	（〇円 + 〇円 × 加算率） × 人数	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	（⑥~⑳） × 〇/100
〇円	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	（⑥+⑦） × 〇/100	（⑥+⑦+⑧+⑩） × 〇/100	〇円 × 加算率	（〇円 + 〇円 × 加算率） × 人数	（〇円 + 〇円 × 加算率） × 人数	〇円 + 〇円 × 加算率	〇円 × 加算率	（⑥~⑳） × 〇/100

（続き）

療育支援加算（注2）	⑳	A 基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B 基本額 〇円 + 処遇改善等加算 〇円 × 加算率 ÷ 各月初日の利用子ども数		
冷暖房費加算	㉓	1級地 〇円 4級地 〇円 2級地 〇円 その他地域 〇円 3級地 〇円	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	㉔	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	㉕	〇円	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算（注2）	㉖	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉗	400時間以上 800時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等者の年間総雇入時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	㉘	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	㉙	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉚	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算（注2）	㉛	〇円 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑬外部監査加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整）

(各項目の説明：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ……施設の利用定員に応じて18区分設定

～10人	11～20人	21～30人	…(10人単位)…	161～170人	171人～
------	--------	--------	-----------	----------	-------

③認定区分 ……認定区分に応じて設定（満3歳以上：2号、満3歳未満：3号）

④年齢区分 ……子どもの満年齢に応じて4区分（4歳以上児、3歳児、1、2満児、乳児）

⑤保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注1) ……①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP24参照）

⑦処遇改善等加算^(注1) ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧3歳児配置改善加算^{(注1)(*1)} ……3歳児の配置基準を15：1により実施する場合に必要な人件費等を加算

⑨休日保育加算^(*1) ……休日保育を実施する施設に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育教諭等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑩夜間保育加算^{(注1)(*1)} ……夜間保育所に対して、夕食に係る費用や保育教諭等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑪減価償却費加算 ……施設整備費補助金を受けない施設のうち、自己所有の建物を保有する施設に対して、施設の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する施設に対して、施設の所在する地域に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑬外部監査加算^(注2) . . . 公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して、実施に係る経費を3月分の単価に加算

※ 認定こども園全体（1号～3号）の定員規模に応じた加算額（1号と2・3号で費用を等分）を設定

⑭1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 . . . 1号認定子どもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整

※ ⑥の基本分単価において、1号と2・3号にまたがる費用について、1号と2・3号の基本分単価にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整（またがる費用について「2」を乗じて算定した場合の差額を加算）及び事務職員に係る費用を調整（事務職員に係る経費を削減）

⑮分園の場合 . . . 分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整

※ 本園と分園にまたがる経費について、別途補助事業として実施されている分園推進事業による水準も踏まえて、定率で調整

* 分園を設置する施設における⑥及び⑦の定員区分の適用に当たっては、本園と分園それぞれの定員に基づき算定する。
（その他の加算は本園と分園を合算した定員により算定）

⑯常態的に土曜日に閉所する場合 . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合

. . . 主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合等に費用を定額で調整

⑱年齢別配置基準を下回る場合 . . . 年齢別の保育教諭等の配置が、公定価格（基本分）における配置基準を下回る状態にある場合に費用を定額で調整

⑲配置基準上求められる職員資格を有しない場合 . . . 公定価格（基本分）における配置基準上の職員（学級担任、保育従事者）について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整

⑳施設長に係る経過措置が適用される場合^(※1)

. . . 新制度施行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、施行前の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所それぞれに施設長を配置しており、かつ、現にそのいずれも配置している場合に、5年を限度として、必要な人件費等定額で調整

㉑定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に認定こども園全体の利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

- ⑳療育支援加算^{(注2)(※1)} . . . 障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に、主幹（主任）を補助する者に要する経費（1号と2・3号で費用を等分）を加算
 ※ A 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設、B それ以外の障害児受入施設 の2区分に応じて加算
- ㉑冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算
 ※ 地域の区分（5区分）
 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
- ㉒施設関係者評価加算^(注2) . . . 施設の関係者による評価を実施した施設に対して、実施に係る経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
- ㉓除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
 ※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域
- ㉔降灰除去費加算^(注2) . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
 ※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域
- ㉕入所児童処遇特別加算 . . . 高齢者等の雇用の促進を図るため、これらの者を活用して児童の処遇の向上を図る場合に、事業の取組状況^(※2)に応じて高齢者等を配置するための経費を3月分の単価に加算
- ㉖施設機能強化推進費加算^(注2) . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
- ㉗小学校接続加算^(注2) . . . 小学校との接続を見通した活動を行う場合に、活動に必要な経費（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算
- ㉘栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉙第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部（1号と2・3号で費用を等分）を3月分の単価に加算

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（費用を1号と2・3号の公定価格にそれぞれ等分して計上していることに伴う調整）

（※1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（※2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：認定こども園（保育認定（2号・3号））)

区分	内容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①学校医、学校歯科医及び学校薬剤師手当（※） ②非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1施設当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費（※）、苦情解決対策費（※）、 子育て支援活動費 （※）
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） * 3歳以上児：副食費、3歳未満児：主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

・園長（※） 1人

・保育教諭
(配置基準)

乳児 3:1

1、2歳児 6:1

3歳児 20:1

*質の改善事項における配置基準の改善(1.5:1)については、実施している場合の加算として実施

4歳以上児 30:1

・保育教諭のうち1人は主幹（主任）として費用を算定し、主幹（主任）を専任化させるための代替要員を1人加配

・上記の他、休けい保育士を1人加配（定員90人以下は常勤、定員91人以上は非常勤）

・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**

・調理員 2人（定員40人以下の場合は1人、定員151人以上の場合は3人（うち1人は非常勤））

・事務職員 1人（※） *質の改善事項における事務負担への対応については、**非常勤2日分**を基本分として追加（※）

（1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）*）

*現行の保育所の事務職員（非常勤5日分(3日+2日(加算))）に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための**非常勤2日分**を追加

※ 1号と2・3号で費用を等分して計上

家庭的保育事業 (保育認定(3号))

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）							
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算	家庭的保育補助者加算 ⑦	処遇改善等加算	家庭的保育支援加算 ⑧		
○/100地域	3号	保育標準時間認定	○円 +	○円 × 加算率 +	○円 +	○円 +	利用子どもが4人以上の場合 ○円	+	利用子どもが4人以上の場合 ○円 × 加算率	+	○円
		保育短時間認定					3人以下の場合 ○円	+	3人以下の場合 ○円 × 加算率	+	○円

加算部分1（続き）				調整部分		
障害児保育加算 ⑨	※ 処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
○円 +	○円 × 加算率 +	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円 -	(④+⑤+⑧) × ○/100 -	○円
(続き)					(④+⑤+⑧) × ○/100 -	○円

加算部分2	冷暖房費加算 ⑮	1級地 ○円 2級地 ○円 3級地 ○円	4級地 ○円 その他地域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑯	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ⑰	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 ⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分 ……認定区分に応じて設定（3号）

③保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

④基本分単価 ……①～②の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP29参照）

⑤**処遇改善等加算** ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑥資格保有者加算^(*1) ……家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算

⑦家庭的保育補助者加算^(*1) ……家庭的保育補助者を配置する場合に利用子ども数に応じて加算

※ 利用子どもが3人以下の場合の加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧家庭的保育支援加算 ……家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて保育を実施する場合に、代替要員等に必要経費を加算

※ 家庭的保育支援者や連携施設において、家庭的保育者に対する保育内容に対する指導・相談等を行う他、家庭的保育者の休暇の際や土曜日及び保育標準時間認定の子どもが利用する場合、研修を受講する場合等に保育の実施場所を提供し、家庭的保育者に代わり保育を実施する等の支援を行う。
 （保育標準時間認定の場合に現行の連携保育所・実施保育所経費による水準に加え、非常勤職員3時間分の経費を追加。また、研修代替要員費を追加。）

⑨**障害児保育加算**^(*1) ……障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて家庭的保育補助者を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑩**減価償却費加算** ……自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a 地域		b 地域		c 地域		d 地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫連携施設を設定しない場合 . . . 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ④基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

. . . 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭常態的に土曜日に行わない場合 . . . 常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定額で調整

※ 土曜実施に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定額で調整

⑮冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域

そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域

⑯除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を 3 月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑰降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する施設に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を 3 月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑱施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災

対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を 3 月分の単価に加算

⑲栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を 3 月分の単価に加算

⑳第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を 3 月分の単価に加算

(※ 1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※ 2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：家庭的保育事業（保育認定（3号））)

区 分		内 容
事務費	人件費 (注)	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（事務職員、調理員）
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費	

(注) 職員数の考え方

・家庭的保育者

(配置基準)

0～2歳児 3：1（家庭的保育補助者を配置する場合5：2（加算で対応））

・調 理 員 1人（非常勤職員）

・事 務 職 員 1人（非常勤） *利用子どもが3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業 A型・B型 (保育認定(3号))

【小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）																		
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		保育標準時間認定		保育短時間認定		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算	保育士比率向上加算		処遇改善等加算										
				基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥				基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥		基本分単価 ⑥								
				(注)		(注)		(注)				(注)		(注)		(注)								
○/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 + ○円 × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率								
			乳児	○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率										○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率		
	1、2歳児		○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率										○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率	○円 (○円) × 加算率
	乳児		○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率										○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円 × 加算率

加算部分1（続き）						調整部分													
障害児保育加算 ⑩		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		連携施設を設定しない場合 ⑮		食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯		常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰		定員を恒常的に超過する場合 ⑱	
○円 (○円) + ○円 (○円) × 加算率		+ ○円 × 加算率		休日保育の年間延べ利用子ども数 ○人～○人 ○円 ○人～○人 ○円 : :		各月初日の利用子ども数 (○円)		○円 ○円 ○円 : :		○円 ○円 ○円 : :		○円		(6+7+12) × ○/100 (6+7+12) × ○/100		(6+7+10+12) × ○/100 (6+7+10+12) × ○/100		(6~17) × ○/100 (離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 ○人～○人 (6~17) × ○/100 :	



(続き) +

加算部分2	冷暖房費加算 ⑲		除雪費加算 ⑳		降灰除去費加算 ㉑		施設機能強化推進費加算 ㉒		栄養管理加算 ㉓		第三者評価受審加算 ㉔	
	1級地 ○円	4級地 ○円	○円		○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数

※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算
 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
 その他地域：1級地から4級地以外の地域

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (4)の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整
 ※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

①地域区分 ……施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分 ……事業所の利用定員に応じて2区分設定

6～12人	13～19人
-------	--------

③認定区分 ……認定区分に応じて設定（3号）

④年齢区分 ……子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）

⑤保育必要量区分 ……保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注) ……①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP35参照）

⑦**処遇改善等加算**^(注) ……職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑧**管理者設置加算**^(*1) ……専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑨**保育士比率向上加算**^{(注)(*1)} ……常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）

⑩**障害児保育加算**^{(注)(*1)} ……障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑪**休日保育加算**^(*1) ……休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑫夜間保育加算^{(注)(*1)} . . . 夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑬減価償却費加算 . . . 自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑭賃借料加算 . . . 賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮連携施設を設定しない場合 . . . 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑯食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合

. . . 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑰常態的に土曜日に閉所する場合 . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

* 離島その他の地域において、特例的に定員19人を超えて受け入れる場合については、各月初日の利用子ども数に応じて費用を定率で調整

⑲冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域
その他地域：1 級地から 4 級地以外の地域

⑳除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を 3 月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第 2 条第 2 項の規定に基づく地域

㉑降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を 3 月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉒施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を 3 月分の単価に加算

㉓栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を 3 月分の単価に加算

㉔第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を 3 月分の単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

（※ 1）それぞれの費用について、⑦の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

（※ 2）延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が 3 人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：小規模保育事業A型・B型（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1) 常勤職員給与 ① 本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ② 諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③ 社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2) 非常勤職員雇上費 ① 嘱託医、嘱託歯科医手当 ② 非常勤職員雇上費（保育士、事務職員、調理員） ③ 年休代替要員費 ④ 研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・ 保育従事者 ※A型：保育士100%、B型：保育士1/2

(配置基準)

乳 児	3 : 1	} +1人
1、2歳児	6 : 1	

- ・ 保育従事者（保育士）のうち1人は主任として費用を算定
- ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・ また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**

- ・ 調 理 員 1人（非常勤職員）

- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤） *管理者を配置する場合は対象としない。

小規模保育事業 C 型 (保育認定(3号))

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分			加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ④		処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑦	資格保有者加算 ⑧	処遇改善等加算
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥			
○/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円 × 加算率
	11人 から 15人 まで		○円	○円	○円 × 加算率	○円 × 加算率	○円	○円 × 加算率	1人 ○円 2人 ○円 3人以上 ○円 × 加算率

加算部分1（続き）				調整部分			
障害児 保育加算 ⑨	※ 処遇改善 等加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定 しない場合 ⑫	食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外の 方法による場合 ⑬	常態的に土曜日 に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
○円	○円 × 加算率	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円	(5+6) × ○/100	(5+6+9) × ○/100	(5~14) × ○/100
○円	○円 × 加算率	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○地域 ○円 ○地域 ○円 ○地域 ○円 ⋮	○円	(5+6) × ○/100	(5+6+9) × ○/100	



加算部分2	冷暖房費加算	⑯	1 級 地 ○円 2 級 地 ○円 3 級 地 ○円	4 級 地 ○円 その 他 地 域 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号 及び第2号に掲げる地域 その 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
	除雪費加算	⑰	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	⑱	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	⑲	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	⑳	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	㉑	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定

6～10人	11～15人
-------	--------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）

④保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑤基本分単価・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP40参照）

⑥処遇改善等加算・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑦管理者設置加算^(*1)・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑧資格保有者加算^(*1)・・・家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合にその人数に応じて加算

⑨障害児保育加算^(*1)・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑩減価償却費加算・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑪賃借料加算・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑫**連携施設を設定しない場合** . . . 連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑤基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑬**食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合**

. . . 自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑭**常態的に土曜日に閉所する場合** . . . 常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑮**定員を恒常的に超過する場合** . . . 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑯**冷暖房費加算** . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域

その他地域：1級地から4級地以外の地域

⑰**除雪費加算** . . . 豪雪地帯[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算

※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

⑱**降灰除去費加算** . . . 降灰防除地域[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

⑲**施設機能強化推進費加算** . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

⑳**栄養管理加算** . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉑**第三者評価受審加算** . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(※1) それぞれの費用について、⑥の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設等のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：小規模保育事業C型（保育認定（3号））)

区 分		内 容
事務費	人件費（注）	(1)家庭的保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費、賠償責任保険料 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費		<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

- ・ 保育従事者
 (配置基準)
 0～2歳児 5：2（家庭的保育補助者を配置）
- ・ 上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・ また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**
- ・ 調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・ 事 務 職 員 1人（非常勤） *管理者を配置する場合は対象としない。

事業所内保育事業 (保育認定(3号))

【事業所内保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）											
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員枠の 子どもの 場合 ⑦	処遇改善等加算		管理者 設置加算 ⑨	処遇改善 等加算	保育士比率向上 加算		処遇改善等加算		
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥		保育標準時間認定 ⑧ (注)	保育短時間認定 ⑧ (注)			(注)	(注)			
○/100 地域	○人 から ○人 まで	3号	1、2歳児	○円 (○円)	○円 (○円)	⑥×○/100	○円 (○円) ×加算率	○円 (○円) ×加算率	○円 +	○円 ×加算率	○円 (○円) +	○円 (○円) ×加算率	○円 (○円) +	○円 (○円) ×加算率	
			乳児	○円	○円		○円 ×加算率	○円 ×加算率			○円 +	○円 ×加算率	○円 +	○円 ×加算率	
	1、2歳児		○円 (○円)	○円 (○円)	○円 (○円) ×加算率		○円 (○円) ×加算率	○円 +			○円 ×加算率	○円 (○円) +	○円 (○円) ×加算率	○円 (○円) +	○円 (○円) ×加算率
	乳児		○円	○円	○円 ×加算率		○円 ×加算率	○円 +			○円 ×加算率	○円 +	○円 ×加算率		

加算部分1（続き）				調整部分															
障害児保育 加算 ⑪ (注)		処遇改善等加算 (注)		休日保育加算 ⑫		夜間保育加算 ⑬ (注)		減価償却費加算 ⑭		賃借料加算 ⑮		連携施設 を設定し ない場合 ⑯		食事の提供について 自園調理又は連携施設 等からの搬入以外 の方法による場合 ⑰		常態的に土 曜日に閉所 する場合 ⑱		定員を恒常 的に超過す る場合 ⑲	
+ ○円 (○円) + ○円 (○円) ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 (○円) + ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		- ○円		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × ○/100		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑱) × ○/100		- (⑥~⑱) × ○/100	
+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		- ○円		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × ○/100		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑱) × ○/100		- (⑥~⑱) × ○/100	
(続き) + ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		+ ○円 ×加算率		- ○円		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × ○/100		- (⑥(⑦) + ⑧ + ⑱) × ○/100		- (⑥~⑱) × ○/100	

加算部分2	冷暖房費加算	⑳	1級地 ○円	4級地 ○円	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
			2級地 ○円	その他地域 ○円	
			3級地 ○円		
	除雪費加算	㉑	○円		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	㉒	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	㉓	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	㉔	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	㉕	○円 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

(各項目の説明：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②定員区分・・・事業所の利用定員に応じて8区分設定

～5人	6～12人	13～19人	20～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61人～
-----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------

③認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）

④年齢区分・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）

⑤保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

⑥基本分単価^(注)・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP46参照）

⑦従業員枠の子ども場合・・・従業員枠の子どもの場合に費用を調整

⑧**処遇改善等加算**^(注)・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑨**管理者設置加算**^(*1)・・・専従の管理者を配置する場合に、配置に要する経費を加算

※ 定員19人以下の事業所の場合、加算額は基本分単価に含まれる事務職員に係る経費を除外して算定

⑩**保育士比率向上加算**^{(注)(*1)}・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（定員19人以下の小規模保育事業B型の基準が適用される事業所のみ）

⑪**障害児保育加算**^{(注)(*1)}・・・障害児（軽度障害含む。）を受け入れる事業所に対して、障害児数に応じて職員を加配するための経費を加算（配置基準2：1）

※ 特別な支援が必要な子どもの単価に加算

⑫**休日保育加算**^(※1)・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模^(※)に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算

※ 加算額の区分（年間延べ利用子ども数（14区分））

～210人	211～279人	280～349人	…(70人単位)…	980～1,049人	1,050人～
-------	----------	----------	-----------	------------	---------

⑬**夜間保育加算**^{(注)(※1)}・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算

⑭**減価償却費加算**・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて減価償却費の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（A～D）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

A地域		B地域		C地域		D地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑮**賃借料加算**・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域^(※)に応じて賃借料の一部を加算

※ 加算額の区分（4区分（a～d）×2区分（標準・都市部））*都市部：4月1日現在の人口密度が1000人/k㎡以上の市町村

a地域		b地域		c地域		d地域	
標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部

⑯**連携施設を設定しない場合**・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整

※ ⑥基本分単価に含まれる連携施設に係る経費を調整

⑰**食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合**

・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整

※ 食事の提供に係る費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑱**常態的に土曜日に閉所する場合**・・・常態的に土曜日に閉所する場合、土曜開所に係る費用を定率で調整

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を算出し、定率で調整

⑲定員を恒常的に超過する場合 . . . 連続する過去2年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整^(※)

※ 利用子どもの年齢構成等に一定の仮定をおいたモデル的なケースを基に適切な定員区分による単価との差を算出し、定率で調整

⑳冷暖房費加算 . . . 夏期や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域^(※)に応じて加算

※ 地域の区分（5区分）

1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域
その他地域：1級地から4級地以外の地域

㉑除雪費加算 . . . 豪雪地帯[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域

㉒降灰除去費加算 . . . 降灰防除地域[※]に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域

㉓施設機能強化推進費加算 . . . 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して、事業の取組状況^(※2)に応じて必要な経費を3月分の単価に加算

㉔栄養管理加算 . . . 栄養士を活用して給食を実施する場合に、取り組みに必要な経費を3月分の単価に加算

㉕第三者評価受審加算 . . . 第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）

(※1) それぞれの費用について、⑧の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(※2) 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所又は障害児受入施設のうち、複数の事業等を実施する場合に費用を加算

(基本分単価の内訳：事業所内保育事業（保育認定（3号））)

区 分	内 容
事務費	(1)常勤職員給与 ①本俸、特別給与改善費、特殊業務手当 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①嘱託医、嘱託歯科医手当 ②非常勤職員雇上費（保育従事者、事務職員、調理員） ③年休代替要員費 ④研修代替要員費
	<職員の数に比例して積算しているもの> 旅費、庁費、職員研修費、被服費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <子どもの数に比例して積算しているもの> 保健衛生費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 補修費、特別管理費、苦情解決対策費、 連携施設経費
事業費	<生活諸費> 一般生活費（給食材料費*、保育材料費等） *主食費、副食費

(注) 職員数の考え方

<定員20人以上の施設（認可保育所の基準が適用される事業所）>

- ・保 育 士
（配置基準）
乳 児 3：1
1、2歳児 6：1
- ・保育士のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい保育士を1人加配（常勤職員）
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、常勤保育士1人及び非常勤保育士（3時間）1人を加配**
- ・調 理 員 2人（定員40人以下（20人以上）の場合は1人）
- ・事 務 職 員 1人（非常勤）

<定員19人以下の施設（小規模保育事業（A型・B型）の基準が適用される事業所）>

- ・保 育 従 事 者 ※A型の基準が適用される事業所：保育士100%、B型の基準が適用される事業所：保育士1/2
（配置基準）
乳 児 3：1
1、2歳児 6：1 } **+1人**
- ・保育従事者（保育士）のうち1人は主任保育士として費用を算定
- ・上記の他、休けい時間を確保するための保育従事者を1人加配（非常勤職員）
- ・また、**保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配**
- ・調 理 員 1人（非常勤職員）
- ・事 務 職 員 1人（非常勤） *管理者を配置する場合は対象としない。

居宅訪問型保育事業 (保育認定(3号))

【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）			
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑦	休日保育加算 ⑧
○/100 地域	3号	保育標準時間認定	○円	○円 × 加算率	○円	○円	○円
		保育短時間認定	○円	○円 × 加算率			

加算部分1（続き）				調整部分
夜間保育加算 ⑧	処遇改善等加算	連携施設加算 障害・疾病のある子どもを保育する場合 ⑨	それ以外の場合	常態的に土曜日に行わない場合 ⑩
○円	○円 × 加算率	○円	○円	(④+⑤+⑧) × ○/100
				(④+⑤+⑧) × ○/100

➡ (続き)

加算部分2

第三者評価受審加算 ⑪	○円 ※ 3月初日の利用子どもの単価に加算
----------------	-----------------------

(各項目の説明：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

①地域区分・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定

20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------	-------

②認定区分・・・認定区分に応じて設定（3号）

③保育必要量区分・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）

④基本分単価・・・①～③の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価（⇒基本分単価の内訳はP50参照）

⑤**処遇改善等加算**・・・職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算

⑥**資格保有者加算**^(*1)・・・居宅訪問型保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算

⑦**休日保育加算**^(*1)・・・休日保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算

⑧**夜間保育加算**^(*1)・・・夜間保育を実施する場合に、家庭的保育者が休日に勤務体制を確保するために必要な経費を加算

⑨**連携施設加算**・・・連携施設を設定し、必要な支援を受けて保育を実施する場合に、連携施設に係る経費を加算

※ 加算額の区分は、「障害・疾病のある子どもを保育する場合」、「それ以外の場合」の2区分設定

⑩**常態的に土曜日に行わない場合**・・・常態的に土曜日に行わない場合、土曜実施に係る費用を定率で調整

※ 土曜開所に伴う費用を除外した場合の単価との差を、定率で調整

⑪**第三者評価受審加算**・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

(*1) それぞれの費用について、⑤の加算率を基に加算（加算率は全て同率）

(基本分単価の内訳：居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））)

区 分		内 容
事務費	人件費 (注)	(1)居宅訪問型保育者 ①本俸 ②諸手当（扶養手当、地域手当、期末勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当等） ③社会保険料事業主負担金等（健康保険、厚生年金、労働保険等） (2)非常勤職員雇上費 ①研修代替要員費
	管理費	<職員の数に比例して積算しているもの> 職員研修費、職員健康管理費、業務省力化等勤務条件改善費 <1事業所当たりの費用として積算しているもの> 苦情解決対策費、事務経費（コーディネーター）

(注) 職員数の考え方

- ・ 居宅訪問型保育者

(配置基準)

0～2歳児 1：1

- ・ 保育標準時間認定の場合は、非常勤の保育従事者（3時間）1人を加配

<地域区分>

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	多賀城市 仙台市 富田町 七ヶ浜町 大和町 名取市 利府町 塩釜市 村田町	10/100地域 6/100地域 3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市 つくば市 守谷市 牛久市 水戸市 土浦市 日立市 龍ヶ崎市 石岡市 稲敷市 阿見町 古河市 ひたちなか市 神栖市 つくばみらい市 那珂市 坂東市 常総市 利根町 大洗町 五霞町 境町 河内町 東海村	16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域
栃木県	筑西市 笠間市 鹿嶋市 結城市 常陸太田市 桜川市 下妻市 潮来市 城里町 茨城町 八千代町 宇都宮市 大田原市 下野市 野木町、さくら市 鹿沼市 小山市 栃木市 真岡市 日光市 佐野市 芳賀町 壬生町 上三川町	3/100地域 6/100地域 3/100地域
群馬県	高崎市 明和町 前橋市 太田市 渋川市 沼田市 桐生市 みどり市 伊勢崎市 東吾妻町 吉岡町 玉村町 大泉町 千代田町 板倉町 榛東村	6/100地域 3/100地域
埼玉県	和光市 さいたま市 志木市 蕨市 東松山市 朝霞市 狭山市 ふじみ野市 鶴ヶ島市 新座市 富士見市 坂戸市 桶川市 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 越谷市 戸田市 入間市 三郷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 羽生市 深谷市 北本市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市 白岡市 三芳町 鳩山町 杉戸町 滑川町 伊奈町 宮代町 松伏町 ときがわ町 川島町 熊谷市 日高市 毛呂山町 嵐山町 吉見町 越生町	16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
千葉県	印西市 袖ヶ浦市 我孫子市 千葉市 成田市 習志野市 船橋市 浦安市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 八千代市 佐倉市 市原市 茂原市 柏市 白井市 野田市 東金市 流山市 鎌ヶ谷市 大網白里市 木更津市 君津市 香取市 酒々井町 栄町 白子町 長柄町 長南町 八街市 山武市 富里市 芝山町 九十九里町 大多喜町 鴨川市	16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
東京都	特別区 武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市 調布市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市 八王子市 府中市 昭島市 青梅市 東村山市 小金井市 立川市 東久留米市 東大和市 三鷹市 あきる野市 羽村市 日の出町 檜原村 奥多摩町 武蔵村山市 瑞穂町	20/100地域 16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
神奈川県	横浜市 川崎市 厚木市 鎌倉市 逗子市 海老名市 相模原市 藤沢市 座間市 愛川町 横須賀市 大和市 茅ヶ崎市 綾瀬市 平塚市 伊勢原市 小田原市 寒川町 秦野市 三浦市 葉山町 二宮町 大磯町 山北町 大井町 中井町 清川村 箱根町	16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
新潟県	新潟市	3/100地域
富山県	富山市 南砺市 立山町 上市町 舟橋村	3/100地域
石川県	金沢市 内灘町 津幡町	3/100地域
福井県	福井市 甲府市	3/100地域 6/100地域
山梨県	南アルプス市 上野原市 北杜市 甲斐市 昭和町 中央市 早川町 市川三郷町 身延町 富士河口湖町 道志村 南都町	3/100地域
長野県	塩尻市 長野市 松本市 諏訪市 伊那市 大町市 上田市 岡谷市 茅野市 飯田市 長和町 下諏訪町 辰野町 木曾町 箕輪町 筑北村 朝日村 木祖村 南箕輪村 大鹿村	6/100地域 3/100地域
岐阜県	岐阜市 海津市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市 高山市 本巣市 関市 羽島市 土岐市 神戸町 北方町 坂祝町 御嵩町 岐南町 笠松町 安八町 八百津町	6/100地域 3/100地域
静岡県	裾野市 静岡市 沼津市 御殿場市 磐田市 浜松市 三島市 富士宮市 富士市 焼津市 掛川市 袋井市 藤枝市 島田市 湖西市 川根本町 小山町 長泉町 清水町 函南町 森町	15/100地域 6/100地域 3/100地域

都道府県	市 町 村	級地
愛知県	刈谷市 豊田市 日進市 名古屋市長 豊明市 西尾市 知多市 みよし市 知立市 清須市 長久手市 瀬戸市 碧南市 大府市 岡崎市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 弥富市 愛西市 稲沢市 東海市 田原市 豊川市 尾張旭市 岩倉市 北名古屋市 あま市 高浜市 蒲郡市 幸田町 豊山町 東郷町 大治町 蟹江町 豊橋市 一宮市 半田市 小牧市 常滑市 新城市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 武豊町 飛島村	16/100地域 15/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
三重県	鈴鹿市 四日市市 津市 桑名市 亀山市 名張市 伊賀市 いなべ市 東員町 朝日町 川越町 木曾岬町 菟野町	12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
滋賀県	大津市 草津市 栗東市 守山市 彦根市 甲賀市 野洲市 長浜市 東近江市 湖南市 高島市 米原市 愛荘町 多賀町 竜王町 日野町	10/100地域 6/100地域 3/100地域
京都府	長岡京市 京田辺市 京都市 宇治市 亀岡市 向日市 木津川市 八幡市 城陽市 南丹市 精華町 久御山町 宇治田原町 和束町 笠置町 大山崎町 井出町 南山城村	16/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
大阪府	大阪市 守口市 門真市 高槻市 高石市 池田市 大東市 大阪狭山市 吹田市 寝屋川市 箕面市 豊中市 松原市 羽曳野市 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 東大阪市 摂津市 柏原市 交野市 島本町 岸和田市 泉大津市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 藤井寺市 貝塚市 泉南市 阪南市 四條畷市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 豊能町 忠岡町 河南町 能勢町 千早赤阪村	16/100地域 15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域
兵庫県	芦屋市 西宮市 宝塚市 神戸市 尼崎市 伊丹市 三田市 川西市 高砂市 明石市 赤穂市 篠山市 猪名川町 姫路市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 播磨町 稲美町	15/100地域 12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
奈良県	天理市 奈良市 大和郡山市 川西町 大和高田市 橿原市 香芝市 御所市 生駒市 葛城市 王寺町 斑鳩町 平群町 三郷町 安堵町 上牧町 広陵町 河合町 桜井市 宇陀市 五條市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曾爾村 明日香村	12/100地域 10/100地域 6/100地域 3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	6/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 備前市 玉野市	3/100地域
広島県	広島市 府中町 廿日市市 三原市 東広島市 安芸高田市 竹原市 呉市 海田町 坂町 安芸太田町 世羅町 熊野町	10/100地域 3/100地域
山口県	周南市 岩国市	3/100地域
徳島県	徳島市 鳴門市 阿南市 小松島市 美馬市 藍住町 北島町 松茂町 勝浦町	3/100地域
香川県	高松市 坂出市 さぬき市 三木町 綾川町	6/100地域 3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市 春日市 福津市 太宰府市 糸島市 大野城市 新宮町 粕屋町 那珂川町 志免町 北九州市、筑紫野市 古賀市 宮若市 飯塚市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	10/100地域 6/100地域 3/100地域
佐賀県	佐賀市 吉野ヶ里町 鳥栖市	6/100地域 3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

<減価償却費加算の加算額の区分>

区 分		都 道 府 県						
A 地域	標 準	青森県	岩手県	福島県	東京都	富山県	山梨県	長野県
	都市部	沖縄県						
B 地域	標 準	北海道	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	神奈川県	
	都市部	新潟県	石川県	岐阜県	静岡県	三重県	京都府	大阪府
C 地域	標 準	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	福井県	愛知県	滋賀県
	都市部	兵庫県	和歌山県	島根県	岡山県	山口県	香川県	
D 地域	標 準							
	都市部	徳島県	愛媛県	福岡県	大分県			

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

<降灰除去費加算の対象地域>

		降 灰 防 除 地 域
桜 島		鹿児島県鹿児島市（旧鹿児島市、旧桜島町）、垂水市の区域 霧島市（旧福山町）、鹿屋市（旧輝北町）の区域
阿 蘇 山		熊本県阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域
雲 仙 岳		長崎県島原市、南島原市（旧深江町、旧有屋町）の区域 南島原市（旧北有馬町、旧西有家町、旧布津町）の区域
霧 島 山 （新燃岳）		宮崎県都城市、小林市、三股町、高原町の区域、日南市の区域

※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域が対象

<賃借料加算の加算額の区分>

区 分		都 道 府 県						
a 地域	標 準	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			
	都市部							
b 地域	標 準	静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	
	都市部							
c 地域	標 準	宮城県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	石川県	長野県
	都市部	愛知県	三重県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	
d 地域	標 準	北海道	青森県	岩手県	秋田県	山形県	福島県	富山県
	都市部	福井県	山梨県	岐阜県	島根県	山口県	徳島県	愛媛県
		高知県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。